

意見表明

天皇退位特例法附帯決議に基づく政府検討結果報告
を受けた立法府対応全体会議（2024年5月17日）

日本共産党の小池晃です。2022年1月18日、政府から説明された「有識者会議の報告」について、意見を述べます。

日本共産党は、天皇の制度の問題は、日本国憲法の条項と精神にもとづき議論、検討すべきだという見地から、退位に関する問題などについて発言してきました。

日本国憲法は、第1条で、天皇について「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と規定した上で、天皇の地位の根拠は、「主権の存する国民の総意に基づく」と明記しています。戦前、「万世一系の天皇が統治する」とし、天皇の地位の根拠を、天照大神の神勅にあるとしていたのとは根本的に異なります。第2条は、皇位を「世襲」のものとしていますが、その継承のあり方を定める皇室典範は、「国会の議決」によるとしています。戦前の「皇室典範」は議会も政府もいっさい関与できなかったのに対し、大きく変わっています。

このように憲法の諸条項は、天皇の制度を、主権者・国民の全面的なコントロールのもとにおくことをもともとめており、このことを基本に考えるべきだと思います。

次に、政府の有識者会議の報告についてのべます。

報告は、天皇は男系男子によって継承されるべきということが「不動の原則」となっています。

憲法の規定に照らせば、多様な性をもつ人々によって構成されている日本国民の統合の「象徴」である天皇を、男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのは、男女平等をかかげる憲法に反します。

女性天皇を認めることは、日本国憲法の条項と精神に照らして合理性をもつと考えます。女系天皇についても同じ理由から認められるべきだと考えます。

国会の附帯決議が、女性宮家の創設等についても検討を行なうことを求めていたにもかかわらず、その附帯決議に基づく検討を行なった有識者会議の報告が、なぜ、男系男子を「不動の原則」としたのでしょうか。附帯決議に基づいて、女性宮家、女性天皇、女系天皇についても正面から検討すべきだと考えます。

今回の報告書は、女性天皇の検討を棚上げしたうえで、皇統に属する男系の男子を養子縁組で皇族とすることを提案していますが、これは事実上、女性天皇を否定するものです。すでに75年以上も日本国民として過ごしてきた旧皇族の子孫から国民の権利を奪うこと、「皇統の継承」と称して600年以上も遠い血筋をさかのぼることなど、憲法に照らして重大な問題があります。到底、国民の理解は得られないと申し上げておきます。

以上、発言をおわります。